

防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（整備計画局に置く課等）</p> <p>第二十六条 整備計画局に、次の四課並びに参事官一人、建設制度官一人及び提供施設計画官一人を置く。</p> <p>防衛計画課 サイバー整備課 施設計画課 施設整備課</p> <p>（防衛計画課の所掌事務）</p> <p>第二十七条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に關すること（サイバー整備課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（施設整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 （略）</p>	<p>（整備計画局に置く課等）</p> <p>第二十六条 整備計画局に、次の四課並びに建設制度官一人及び提供施設計画官一人を置く。</p> <p>防衛計画課 サイバー整備課 施設計画課 施設整備課</p> <p>（防衛計画課の所掌事務）</p> <p>第二十七条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に關すること（サイバー整備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（施設整備課の所掌事務）</p> <p>第三十条 （略）</p>

(参事官の職務)

第三十条の二 参事官は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務のうち、宇宙に関する領域に係るもの(サイバー整備課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(新設)